

『強制出向延長取消』裁判 第7回口頭弁論が終了 山本 修さんが堂々と最終意見陳述！

3月4日、東京地裁619号法廷に於いて強制出向延長取消裁判第7回口頭弁論が多くの組合員・OB会員の見守る中で開催されました。

2012年に『労働審判』の申し立てをおこない3回の労働審判を経た後に、地裁に提訴し争ってきた裁判が結審をむかえました。

山本さんは、これまでも弁論の中で繰り返し主張してきましたが、「JR東海会社の労働協約や就業規則には『出向期間の延長規定』はありません。私はJR東海に戻って働きたいのです。私をJR東海本体に帰して下さい。この裁判の過程でも会社は私の出向が業務上必要である理由を一切明らかにしませんでした。帰任時の希望を伝えると『必要な要員が充足している』『20年以上も業務から離れている』『教育コストがかかる』『知識・技能を習得するのに原告にとって大きな負担になる』『通勤が遠くなる』などを理由としてJR東海本体には戻せないというものばかりでした。」と訴えました。

私個人だけの問題ではない！ 全社員に関わる問題だ！

さらに「出向期間の延長が『任用』で片付けられるならば会社の都合でやりたい放題となり、出向と言っても「転籍」と同じで無制限な出向となってしまいます。このことは、私個人の問題だけでなくJR東海に働く全社員に関わる問題です。会社は帰れる職場をまじめに検討したのでしょうか！私にはJR東海で働く場所が何処にもないのでしょくか？！私は何としても『仲間のいるJR東海』で定年を迎えたい」と気持ちを込めて力強く訴えました。

次回判決は、4月15日 10時～ 619号法廷に最大結集を！

次回は裁判判決です。最大限の結集で最後まで共に闘おう！

JR東海会社の理不尽を許さず、職場から声をだして闘いをつくろう！